

# 特定目的会社の定款作成実務

## 1. TMKの設立方法

特定目的会社は以前は有限会社法の規定を準用していたが、会社法施行後は、会社法上の株式会社をモデルとしており、合同会社と比較すると設立手続はそれほど簡略化されていない。特定目的会社の設立手続の流れは添付の表を参照。特定目的会社の設立は、まず、発起人となるものを決定し、発起人が定款を作成し公証人の認証を得る。発起人が特定出資を引き受け、特定社員となる。発起人は特定出資に係る金銭の払込の取扱を銀行に委託するため、出資金払込事務取扱委託契約を取扱銀行との間で締結する。払込がなされた後は、通常、払込期日の翌日に払込金保管証明が銀行より発行されるが、それは設立登記申請書の添付書類として必要になる。必要書類を揃えたあとで、設立登記申請をする。

## 2. TMKの定款の実例

サンプルPは特定目的会社の定款例である。典型的なものを掲示しているが、例えば、定款に記載すれば、優先出資社員の議決権を法定のものより増やすこともできる。特定資産の売却時に優先出資社員の決議を必要とするなどが実例としてある。定款の各条項については詳細な解説をしているので、そちらを参照いただきたい。

## 3. TMKの事務委託

サンプルQは、TMKの事務委託を依頼するための契約である。基本的には合同会社の会社事務委託契約と同じではあるが、SPC法上、事業報告書の提出義務があるなど、TMKとしてなすべきことを事務委託契約の内容とすることが重要である。

以上

# 特定目的会社設立手続

